

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月11日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン補機冷却系熱交換器(B)入口圧力計元弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	G	
2	3号機	原子炉建屋付属棟放射性ドレン移送系スチームドレンサンプ(B)ポンプ(B)出口逆止弁において、動作不良(全閉しない)が認められたため、当該弁を点検修理。	G	
3	4号機	原子炉建屋6階で計測用に使用していたデジタルノギスにおいて、ボタン型電池及び電池カバーの脱落が認められたため、当該電池及びカバーを回収。	G	
4	その他	一次水処理設備ポリ塩化アルミニウム貯槽出口弁において、弁体フランジ部に滲みが認められたため、当該弁を点検修理。	G	
5	その他	1～4号機サービス建屋入口設置の管理区域設定区分表示装置において、不具合(表示器のフリーズ、データ更新が出来ない)が認められたため、区域区分図の確認方法を放射線管理室で行うよう当該表示箇所に表示及び当該装置点検。	G	